



Title	オンラインを含めた「対話の場における倫理」の確立に向けて：哲学対話の理論と実践
Author(s)	鹿野, 祐介; 原, 健一
Citation	ELSI NOTE. 2022, 23, p. 1-44
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/89680
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

ELSI NOTE No.23

2022 年 11 月 28 日

オンラインを含めた 「対話の場における倫理」 の確立に向けて ～哲学対話の理論と実践～

Authors

鹿野 祐介	大阪大学COデザインセンター／社会技術共創研究センター 特任助教
原 健一	北海道大学 大学院教育推進機構オープンエデュケーションセンター 科学技術コミュニケーション教育研究部門 特任助教

※本稿の作成にあたって、ELSI 共創プロジェクト研究活動費「対話における倫理 ―オンライン時代のコミュニケーションにおける ELSI と課題解決に向けたガイドラインの提示―」（研究代表者：鹿野祐介）の支援を受けた。

目次

はじめに	3
1. 哲学対話とは.....	6
1.1. 哲学対話とその特徴	6
1.2. 哲学対話の背景的理念と安全な対話の場.....	10
2. 哲学対話のルールと倫理的規範.....	14
2.1. 哲学対話の場を形作るもの	14
2.2. 哲学対話の場におけるさまざまなルール.....	14
2.3. 哲学対話の場における倫理的規範.....	19
3. 哲学対話の実践—対話の場の倫理的課題への対応.....	26
3.1. 安全な対話の場の実現において見出される倫理的課題への対応	26
3.2. 研究実践としての哲学対話に見出される倫理的課題への対応.....	29
3.3. オンライン化された哲学対話に見出される実践的課題への対応	34
3.4. 補遺：〈その場限り〉を超えた対話—グラフィックレコーディングの導入	38
参考文献	43

はじめに

近年、哲学カフェや哲学ワークショップなど、「哲学」を冠する対話の場が注目を集めている。これらの対話の場において実践されているのが、哲学対話である¹。

哲学対話の実践にはさまざまなヴァリエーションがある。たとえば、通りすがりの人々がカジュアルに参加できる哲学カフェや、臨床哲学実践としての哲学カフェ、道德教育としての哲学対話、子ども（のため）の哲学（対話教育）、哲学ワークショップとしての（ネオ）ソクラテック・ダイアログなどがある。これら様々なヴァリエーションの間で多かれ少なかれ異同はあるものの、本稿ではこれらの実践を総称して「哲学対話」と呼ぶ。本稿では、これらヴァリエーションによらず、哲学対話一般を主題とする。

哲学対話とは、参加者の身分を問わず、参加者どうしが聞き合い、発言し合い、ともに考え合う自由な思考の場であり、そこに集った多様な人々の視点によって参加者各自に反省的視点の涵養が促されることもある。哲学対話の場では、身分や立場によらず参加者どうしで自由に考えるための対話が認められており、必ずしも厳密なルールが設定されているとは限らず、ときには「何でも発言してよい」というルールが採用されていることさえある。

2020 年以降のコロナ禍を受けて、人々のコミュニケーション手段の多くがインターネットを介したオンラインでのウェブ会話へと遷移した。このようなコミュニケーション形式の変容は哲学対話の場にも大きな影響を与えている。それまで、その場にいる人どうしが向き合って対話する現地対面形式で実施されていた哲学対話の場の多くは、パソコンの画面越しで対話するオンライン形式へと移行することを余儀なくされた。現地対面形式での対話がオンライン形式での対話に半ば強制的に移行されたこと（オンライン化）により、哲学対話の場においても様々な影響があった。

そのなかでも特筆すべきは、哲学対話のオンライン化により、哲学対話の場がそれまで以上に開かれた場となったことである。コロナ禍で自宅待機を余儀なくされる人々が増え、人と人とがコミュニケーションをとることのできる機会が減少した。そのような折に、オンライン上での対話の場は、オンライン特有の参加の容易さもあいまって、格好のコミュニケーションの機会とな

¹ 本稿で「哲学対話」は「哲学（的）」を冠する対話の実践活動一般のこと指し、「哲学プラクティス」と交換可能な語彙として用いている。両者の区別について、たとえば、河野は「哲学カフェやサイエンスカフェ、子どもの哲学、地域の問題を根本的に論じる対話、企業での哲学的な対話、対話による人生相談（哲学コンサルティング）」をまとめて「哲学プラクティス」と呼び、「哲学的なテーマについて自由に論じる活動」としての「哲学対話」から区別している。河野 2019: 18-19.

った。東日本大震災以降、哲学対話という対話の場に対する認知が高まったが、コロナ禍以降、その対話の場がオンラインに移行されたことも認知されるようになった。このような様々な背景的要因が複雑に絡み合い、オンライン形式の哲学対話の場に参加する人の層が増え、哲学対話の場はより開かれた場となってきている。

注意が向けられるべきは、遠隔地からの参加が可能になることなどによって、哲学対話の場が開かれた場となればなるほど、対話の場の在り方がいっそう複雑になるということである。2021年に実施されたあるオンライン哲学対話の場で、〈死〉という題材をめぐる、参加者や主催者との間で考え方の齟齬を発端とするトラブルが生じた。これが当事者間での解決をみず、哲学対話の場にとどまらず、SNS上で炎上し、公然の事実となった²。

オンライン化に伴う対話の場の変容や参加者の多様化に伴い、哲学対話の場の在り方もまた再考が求められている。公平な立場から対話を行うという前提や、「何でも発言してよい」というルールの意味、参加者どうしが安心して参加できる対話の場の安全性など、哲学対話の場を安全な対話の場として成立させるための規範について、改めて問い直されなければならない。

以上のような背景ならびに問題意識のもと、本稿では、現地対面形式・オンライン形式を問わず、哲学対話の場が参加者にとって安心して参加できる、安全な対話の場であるために、どのような倫理的規範が必要となるかを検討する。本稿の第1章（1.1－1.3）では哲学対話とはどのような対話の場であるかを概観し、哲学対話が安全な対話の場であるための要件について検討する。第2章（2.1－2.3）では哲学対話のルールに目を向け、そのうちに参加者が安心して参加できるように充たされるべき要件ないし安全な対話の場の要件を探る。第3章（3.1－3.3）では、哲学対話の実践に際して、安全な対話の場の構築、研究目的での哲学対話の実践、オンライン哲学対話の実践のそれぞれにおいていかなる課題が見出されるか、またそれらにどのように対処しうるかを著者らの哲学対話の実践における工夫とともに紹介する。最後に、補遺として、哲学対話に

² 2021年3月にオンライン哲学対話の場で生じたトラブルについて、テーマ設定なども問題視されているが、本著者の見方では、主催者および参加者間での「何を言ってもいい」というルールに関する理解の齟齬が原因である。炎上の顛末については、次を参照。三浦 2021。

なお、今回のトラブルを受けて、哲学対話の主催者や実施団体が対話の場の在り方を問われるという事態に発展した。これまでに、哲学対話の主催者や実施団体から対話の場の安全性や規範についていくつかの声明やコメントが出されている。カフェフィロ 2021., 梶谷 2021.

「特に新型コロナウイルスの流行以降、オンラインでの対話が急速に広まっています。哲学カフェは2011年の東日本大震災以降に開催数が増えたといわれていますが、社会の大きな転換点において哲学が果たす役割の可能性を私たちは改めて感じています。対話の場が広まることで、誰もが安心し、ともに考えることのできる場のありかたについてもこれまで以上に検討する必要性を感じています。」カフェフィロ 2021.

グラフィックレコーディングを導入することについて実践上の意義と課題とともに、実際の制作物を収録する。

1. 哲学対話とは

1.1. 哲学対話とその特徴

そもそも、哲学対話とはどのような対話の営みなのか。それは、たとえば、「人が生きるなかで出会うさまざまな問いを、人々と言葉を交わしながら、ゆっくり、じっくり考えることによって自己と世界の見方を深く豊かにしていく」³ような場と表現されたり、「参加者みんなでゆっくり・じっくり考えを深めることをいちばんの目的とした対話の時間」として位置づけられることがある⁴。

これらの言葉から、哲学対話の場が、参加者どうしの対話を通して、思考や世界の見方を自由に深める場であり、そのプロセスは「ゆっくり、じっくり」進められることに一定の意義が見出されている場として理解できる。

哲学対話の場がゆっくりじっくり思考を深める場であるとして、より具体的には、どのような実践が営まれているのか。多くの哲学対話の特徴として、以下のような共通点が挙げられる⁵。

- ・ テーマと問いが存在する。
- ・ 様々な他者が介在する。
- ・ 哲学的な問いに挑戦する。
- ・ 対話を通じて思考する。
- ・ 反省という目的が設定されている。

〈テーマと問いの存在〉

哲学対話では、対話の中心的話題となるテーマと、その対話を先へと導く問いが必要とされる。その場で何について考えることになるのか、何をめぐって対話がなされるのか。それが定まらない限り、哲学対話は成立しない。テーマや問いは日常のありふれたものごとや生死に関わるシリ

³ 河野 2020: 3.

⁴ 土屋 2019: 46.

⁵ 梶谷 2018, 河野 2020, リップマン 1980/2015.

アスな場面、日常からかけ離れた抽象的なことがらまで実に多様で、実施主体⁶が事前に設定していることもあれば、当日集まった参加者たちがその場で決めることもある⁷。

〈様々な他者の介在と対等な関係〉

哲学対話には、自分以外の他者もまた参加者として集う。開催趣旨や当日のテーマ設定、参加募集の告知先、参加者側の当日の都合といった諸々の偶然的要素によって参加者は左右される。そのため、年齢や身分、背景がまったく異なる人々と初めて顔を合わせる場であることもしばしばである。また、学校教育での実施や参加者限定のイベントとして実施され、参加者層が限定的であったとしても、家族や友人、同僚など近しい間柄の人々もまた、哲学対話の場においては、あるひとつのテーマについてじっくりと対話すべきひとりの他者としてその場に集う。

哲学対話の場において、参加者はたとえお互いに見知った間柄であっても、対等な他者として向かい合うことが求められる。ともに考えるべき問いやテーマが共有されれば、各々がそのことについて思考をめぐらす一人の人として、他の参加者と対話を行うことになる。その際、少なくとも哲学対話のなかでは、親と子、教師と生徒、上司と部下、医師と患者、など人々のあいだの日常的な関係性のもとでの思考は括弧に入れて保留されなければならない。

〈哲学的な問いへの挑戦〉

哲学対話が、いわゆる「おしゃべり」のような会話や討論・ディベートといった他の対話実践と区別されるひとつの理由として、哲学・倫理学において問われるような抽象的な問題との関わりが挙げられる。誰か一人の意見や見方が、他の誰かの意見や見方と一致するのか。一致しないとすれば、それはなぜか。このような一般化ないし普遍化のプロセスを経て、哲学対話の参加者は抽象度の高い一般性のあるテーマや問いに直面する（ことが期待される）。哲学対話においては、哲学的問いに対する答えが結果として定まるかどうかではなく、そのような問いに挑戦するプロセスが重要視される⁸。

また、哲学的な問いへの挑戦は、参加者間の対等な立場という関係性の構成要件としても機能する。通常、専門的知識が問われる話題について、立場や知識の有無は対話における関係性に顕

⁶ 本稿ではこれ以降、哲学対話を主催する個人および団体をまとめて「実施主体」と呼ぶ。

⁷ なお、参加者が当日その場で問いを立てて対話を始める手法は「プレーンバナナ」と呼ばれる。

⁸ 答えがみつからなかったり、考える時間が足りなかったりして、哲学対話にもやもやする感覚を意識して初めて、哲学対話の意義が見出されるという見方もある。梶谷 2018: 42-44.

著な仕方では影響する。たとえば、法律や医療の専門的知識について、法律家や医師と一般の市民とでは知識の差が大きく、専門家が発言力や影響力をもってしまふということが生じる。同じように、専門家が壇上で講話を行う形式のアウトリーチイベントにおいても、専門的知識を豊富にもつ専門家が一般の参加者よりも発言力や影響力の点で優位になってしまうという事態が生じる。しかし、人類史に匹敵する歴史をもつ哲学的な問いを話題とする場合には、このことが当てはまらない。哲学的な問いのもとでは、たとえ哲学の専門家であつてさえ一般の参加者と同じく、「無知の下での平等」という関係性のなかに位置づけられる⁹。哲学的な問いについて、社会的な身分や知識の差に応じて、誰かが一方的に発言力や影響力をもつということは原則的にはない¹⁰。

〈対話を通じた思考〉

哲学対話では哲学の手法として対話が用いられる。そのルーツは古代ギリシャの哲学者プラトンによる対話篇にまで遡ることができる¹¹。哲学という思索的営みが、仮にも客観的な真理の探究を目的とする営みであるとすれば、それが独りよがりなものであつてはならず、他者との対話と他者による理解が重要な役割を果たす。

また、哲学対話の場では、前提として、参加者どうしで（広い意味での）真理を探究するという目的が共有される¹²。それゆえ、立場や関係性に依らず、他者の発言をさらに掘り下げるような質問（「○○○って何？」や「○○○は何故？」）や、異なる意見や反対の意見の提示（「私はそうは思わない」や「私は反対で、○○○と考える」）が許されている。さらに、このような対話の過程で、批判的思考、自律的思考、共同的思考、創造的思考が育まれうる。哲学対話を通して、これらの探究活動にコミットする集団形成は「探究の共同体（Community of Inquiry: Col）」と称される¹³。

⁹ 土屋 2019: 79.

¹⁰ 発言内容の妥当性や整合性、論理的な一貫性などにより、哲学の専門家が対話のプロセスにおいて発言力や影響力をもつということはある。しかし、ここでの特徴づけは、哲学の専門家であっても対話が始まる段階では誰もが他の参加者と同じスタート地点に立つことが求められ、対話において他の参加者とともに問いを共有し、ともに考えられるかという点で、哲学に関する専門的知識が必ずしもその場において優位性を与えるものではないという点を示唆している。

¹¹ 田中 1978.

¹² ここでの「真理の探究」は、できるかぎり真理に近い、あるいはより確からしい見解や考え方を求めて考えをめぐらすという意味であり、真偽の二分法を前提とした厳密な意味での真理ではない。土屋 2019: 125.

¹³ 探究の共同体という概念は、リップマンが子どもの（ための）哲学（Philosophy for Children: P4C）を展開する際に用いた語であり、当初は、子どもたちに哲学的な問いの探究を促進するために開発した教育

〈反省という目的〉

哲学対話の場は多くのワークショップイベントと同様、実施主体がいて、その企画立案のもとに参加者が集い、一定の時間的制約のなかで対話がなされ、それによりイベントとして成立する¹⁴。参加者どうし、その場に参加した動機や事情などがそれぞれ異なる。そのような人々が一堂に会する場において、哲学的な問いをめぐって他の参加者と対話する目的は、およそ哲学的な問いに解決をもたらすことではない。

もちろん、話題となった哲学的問いに参加者のそれぞれが真摯に向き合い解決を目指すというプロセスは否定されないが、哲学対話は、たとえどれほど議論が盛り上がっていたとしても、所定の時間がきたらそこで終了となる。当然、参加者のうちには、議論が途中で終了して消化不良になったり、問題が解決されずもやもやしたり、ともすれば対話の場の勢いで荒っぽい物言いを訂正できないまま退席することさえあるかもしれない。このような、一見「中途半端」なプロセスとして終わることを場の設計とすることは、哲学対話が掲げる目的に照らして、必ずしも問題視されることではない。

議論の中断による消化不良や問題の未解決へのもやもやは、さらなる議論への推進力として、そして、問題解決への自問自答のきっかけとなる。荒っぽくなった自身の物言いさえ、なぜそのように荒っぽく発言してしまったのか、と振り返るきっかけとなるかもしれない。解決を目的とせず、あえて中途半端なまま対話を終えてしまうからこそ、自分自身の思考や発言について振り返り、もっとこう考えれば解決するかもしれない、あのように発言して本当によかったかと点検し、こう伝えればあのひとにうまく伝わったかもしれないと再帰的に自らを振り返る機会が与えられる。このような反省の機会を提供することが哲学対話の目的であり、これを提供することで対話の場が〈哲学対話〉の場として成立するのである¹⁵。

方法論、ならびに、そのプログラムにおける子どもたちの在り方が意味されていた。Lipman 1991/リップマン 2014。しかし、探究の共同体という理念は、必ずしも子どもに限定されるものではなく、哲学対話の理想的な参加者に共通する在り方として位置づけられうる。河野 2020。

¹⁴ 哲学対話のイベントは1時間から2時間（長くても3時間）を目処に企画されることが多い。概ね参加者への負担を考慮した時間設計であるものの、このような設計により、哲学対話における議論が尻切れ蜻蛉となって終わることはあらかじめ決定づけられている。しかし、梶谷はこのような設計について「長すぎず、決めた時間より延長せず、物足りないくらいがちょうどいい」と評価する。梶谷 2019: 42。例外的なイベントとして、ひとつのイベントにつき 1000 時間近くを要する哲学対話の場もある。中岡 2017。

¹⁵ 梶谷は哲学対話の場で解消しきれず、持ち帰らざるをえない反省の種を指して、「おみやげ」と呼ぶ。梶谷 2019: 43。

そこがどこの場所であっても、自由な立場から対話を行い、自分たちの議論の仕方によって、議論の内容はどこにでも広がるような一般性を持つようになっていく。そして、時間が来れば、終了する。これが哲学対話である。（河野 2019: 216-217.）

1.2. 哲学対話の背景的理念と安全な対話の場

前節では、「哲学対話」と呼ばれる対話の場に共通する特徴について確認した。哲学対話では、およそ、共通のテーマおよび問いのもとで、さまざまな参加者が対等な立場で対話を行い、その営みを通じて普遍的な哲学の問いに挑戦する。そして、対話が終わった後にその対話を振り返り、さらに思考を深める。このような実践のプロセスを特徴としてもつ対話の場である。

本節では、哲学対話の場が、参加者にとって安心して参加できる、安全な対話の場となりうるのはいかにしてか、その可能性について検討を行う。

安全な対話の場を形成する可能性について、河野は次のように論じる。

ひとつは、誰でもがもっとも自由に発言できる対話の場での議論の内容は、かならず哲学的になるということである。…(中略)…もうひとつは、議論の内容が哲学的になるのは、その対話の場に一定のルールがあるからだということである。…(中略)…そして第三に、そのルールに参加者全員が従うという約束が成立すれば、安全な対話状況を作り上げることができることである。（河野 2019: 211）

ここでの指摘によれば、安全な対話の場の構成要件は、哲学的な議論、対話の場のルール、参加者によるルール遵守である。さらに、これらの構成要件は、安全な対話の場でなされる議論は哲学的でなければならない、哲学的な議論が可能であるためには参加者が対話の場に設定されたルールを守らなければならない、という仕方で連関している。つまり、安全な対話の場は、哲学的な議論ができるように設定されたルールを参加者が相互に守ることによって達成されるのである。

以上のことが正しいとして、安全な対話の場を形成するために必要なルールとは具体的にどのようなものであるか、という問いが続く。この課題は第2章以降で扱うことにし、本章の残りの部分では、「安全な対話の場は哲学的議論を必要とする」という論点について検討する。

先の指摘によれば、哲学対話は安全な対話の場のモデルケースであるということになるが、それはなぜか。哲学対話と安全な対話の場とはどのように関係するのか。その手がかりは、前節で確認した、哲学的な問いへの挑戦のもとでの対等な関係性という哲学対話の特徴にある。

哲学対話への参加は広く一般社会に開かれており、様々な分野の専門家による参加も許容されている。法律や医療の専門家、科学の専門家はもちろん、哲学の専門家さえ、哲学対話への参加を知識の差によって拒まれるわけではない。しかし、参加者が多様な専門性をもつことを許容する以上、対話の場に現実社会における関係性が持ち込まれる可能性もある（たとえば、同じ対話の場に、治療を施す側の医師と治療を施される側の患者が参加するなど）。仮に、現実社会における関係性が維持されたままで、対話がなされるとすれば、両者に対等な立場での発言は不可能ではないにせよ、極めて実現が難しいことが予測される。

しかし、対話の内容が、両者の現実社会における関係性に影響を及ぼすものでないとするれば、そこに対等な立場での発言および対話の可能性を見て取ることができる。その代表的な対話の内容こそ、真理の探究、すなわち、哲学的な議論である。

哲学対話の第一の意義は、ソクラテスが公共の場所で人をつかまえては議論していたように、真理を探究する共同体に誰をも導き入れ、互いが互いの声を傾聴し、自分を変える準備をしながら対話を行うことにある。（河野 2019: 217）

哲学対話の意義は、誰もが身分を問わず参加できるという開かれた対話の場ということにあるのではなく、身分によらず誰もが哲学的な議論を通して真理を探究できるという共同体への参画の場ということにある。多様な人々の参加が許容される対話の場において、対話の安全性が成立するのは、参加者がひとえに「真理を探究する共同体」へと組み入れられることによってなのである。

河野によれば、「真理の探究」こそ、とりわけ現代の人々を結び付けることのできる唯一の理念である。このことを説明するための理由として以下の三点が指摘されている¹⁶。

第一に、神のような超越的な権威が人と人をつなげる紐帯として機能しなくなっている。文化や宗教に根づく超越的な権威は、人々がそのもとに帰依ないし帰属することで人と人をつなげる役割を果たしていた。しかし、現代においてはそのような超越的な権威が部分的にであれ、力を失ってしまっている。

第二に、過去や伝統など、歴史に根差す紐帯も人と人をつなげる紐帯として機能しなくなっている。かつての村のような、小規模のコミュニティにおいて生活を営むことで自然に生じる血縁や地縁、慣習、あるいは、個人間や家族間での役割といった歴史的なつながりもまた、現

¹⁶ 河野 2019: 219-220.

代においては徐々に希薄化しつつある。人々の多様性が増す中で人々が特定の歴史を共有せず、必ずしも同じ伝統を享受しないということが許容される社会へと移行している。

第三に、超越的な存在や、歴史や伝統といったものを排した共通の目的の追求を掲げても、場合によってそれが人々の分断を招きかねない。例えば、経済的な成長を目指す社会では、業績主義・能力主義に基づくヒエラルキーがつくられ、人々の分断は必至である。これら三つの社会のどれもが完全に人類を包括する原理とはなりえない。

では、なにも共有しない人間の間で、人と人を結びつけ、あらゆる人を包括できる何かが存在するだろうか。河野はそれが真理の探究というプロセスの共有であると主張する。

私たち現代人は、権威も過去ももはや共有しておらず、未来や利益を共有できるとは限らない。これら三つの社会のどれもが完全に人類を包括する原理とはなりえない。

では、何も共有しない人間の間で、人と人とを結び付け、あらゆる人を包括できる何かが存在するだろうか。それは、唯一、真理の探究である。人間は、真理を探究する過程を共有することによって結びつく。（河野 2019: 221）

真理の探究は、さまざまな事柄について知ろうとする活動一般の基礎にある。そして、このことは現代社会が民主主義社会という在り方をしていることと密接に結びついている¹⁷。民主主義は、超自然的な権威や、歴史や伝統、それらによって掲げられた共通の目的といったものに依拠せずに、誰もが自分の意見を自由に他者と共有する「対話」が許された社会形態である。この社会形態こそが真理の探究の必要条件を成す。

民主主義社会は、どの社会形態よりも包括的になっていく共同体である。民主主義社会の理念は、現在よりも社会をより包括的にすることにある。そこでは、真理はすべての参加者による対話によって追求される。民主主義の動力は、知への意志である。それは共感と知的吟味によってより力強くなっていくとする知の意志の表現である。（河野 2019: 225）

確かに、真理の探究が理念として掲げられることは、超越的な存在者に訴えることでもなければ、歴史や伝統に訴えることではないかもしれない。しかし、それは一種の共通の目的を掲げることであり、それは先に述べた経済的な成長を目的に掲げることと同種の帰結を招くのではないか。それは真理という言葉を冠した一種の権威主義ではないのか。河野はこれらを誤解として退ける。

¹⁷ 河野 2019: 222.

人を結び付けるのは、この〔真理の探究という〕理念を共有することによってではない。それでは、権威主義的な社会の絆と変わらない。…そうではなくて、これらの理念に関する問いを共有し、それを探究する過程を共有することである。真理を探究するには、あらゆる人間が自分の観点と意見を提出し、議論に参加する必要がある。真理を探究するには、複数の異なった観点が必要だからである。（河野 2019: 221）

真理の探究という理念のもとで、真理を探究する過程で見いだされる疑問を共有するプロセスこそが人々を結びつける紐帯として機能する。真理の探究という理念を受け入れることによって人々がつながるのではなく、その理念に基づいた探求のプロセスこそが、人々を結びつけるのである。

人々は真理をいまだ手にしておらず、また、各人がもつ蓋然的な信念を通じて対立しあっているかもしれない¹⁸。しかし、民主主義的な社会においては、この真理の探究という理念のもとに、人々が互いにつながり合おうと努めるプロセスを経る素地がある。これを基盤に、真理を求めて互いに意見を共有し、つながり合おうとするプロセスこそが哲学対話を支える背景的理念に他ならない。

¹⁸ ibid.

2. 哲学対話のルールと倫理的規範

2.1. 哲学対話の場を形作るもの

哲学対話がどのような対話の場であるかは、実施目的や実施主体の意図によっても様々である。また、それら目的や意図に応じて、対話の場にどのようなルールが設定されるか、明示的なルールが設定されるかどうかとも変わってくる。

しかし、哲学対話の場が単なるおしゃべりの場として終始するのではなく、参加者どうしが真理の探究という理念のもと、思索をめぐらせるプロセスを共有する場として成立するためには、一定のルールが必要である。駒の動かし方を知らずに、駒を動かしても将棋やチェスというゲームは成立しない。

対話が成立する状況は、対話の内容ではなく、対話が従うルールから生まれてくる。そのルールを守ることは、ある意味においては対話の外側にあることだと言えるかもしれないし、ルールは対話の最中で守られてこそそのルールだから、対話の中に含まれていると言えるかもしれない。（河野 2019: 211）

では、哲学対話が成立するために必要とされるルールとはどのようなものか。ここでそれらを網羅的に提示することはできないが、その検討材料となるいくつかのルールを紹介することにする。これらルールは、哲学対話の場を成立させるための条件として機能するだけでなく、哲学対話がどのような場として成立すべきかという規範としても機能する。ここに、哲学対話が安全な対話の場として成立する（あるいは、成立させる）ための手がかりを見て取ることができるかもしれない。

2.2. 哲学対話の場におけるさまざまなルール

以下では、まず、実際の哲学対話の場や実践者が、哲学対話においていかなるルールを設けているかを紹介する¹⁹。

¹⁹ なお、ここで紹介するルールは主催者・実施団体（実施主体）ないし著者の別で記載している。そのため、相互の影響関係や内容面での類似性といった観点で区別はしていない。

A. 梶谷真司『考えるとはどういうことか』²⁰

- [A1] 何を言ってもいい。
- [A2] 人の言うことに対して否定的な態度をとらない。
- [A3] 発言せず、ただ聞いているだけでもいい。
- [A4] お互いに問いかけるようにする。
- [A5] 知識ではなく、自分の経験にそくして話す。
- [A6] 話がまとまらなくてもいい。
- [A7] 意見が変わってもいい。
- [A8] 分からなくなってもいい。

B. 土屋陽介『僕らの世界を作りかえる哲学の授業』²¹

- [B1] 手を挙げて話すことよりも、よく考えることを大事にしよう。
- [B2] 真剣に考えたことであれば、ほかの人を傷つける発言でないかぎり、どんなことでも自由に話してよい。
- [B3] わからないときは恥ずかしがらずに「わからない」と言おう。
- [B4] 沈黙は気にしない。
- [B5] 相手の話をよく聞こう。

²⁰ 「八つの対話のルール」として。梶谷 2018: 47.

²¹ 「哲学対話の心得」として。土屋 2019: 51

C. 川辺洋平『自信をもてる子が育つこども哲学』²²

- [C1] ひとが話しているときはきく
- [C2] 相手が考えているときは待つ
- [C3] 自分の思ったことを言う
- [C4] ひとの嫌がることをしない
- [C5] 何も言わなくていい

D. カフェフィロ『哲学カフェのつくりかた』²³

- [D1] 「話す、聴く、理解する、考える」からなる「対話」を重視しています。
- [D2] そのため、参加者に「できるだけわかりやすく話す」、
- [D3] 「他の人の発言は最後まで聞く」、
- [D4] 「信条を一方向的に押しつけることは控える」といったことをお願いしています。
- [D5] 発言するかどうかはそれぞれの参加者に任され、
- [D6] 途中参加、退出も基本的に自由です。

E. てつがくカフェ@せんだい「よりよいてつがく対話のためのルール」²⁴

- [E1] 他人を尊重（そんちょう）しましょう
- [E2] なにを話してもいい

²² 川辺 2018: 14-15.

²³ カフェフィロ 2014: xiv.

²⁴ てつがくカフェ@せんだい 2020.5.9.「カミュの『ベスト』」（2020 年 5 月 9 日時点）。

- [E3] おたがいに質問（しつもん）をしましょう
- [E4] 自分のことばで話しましょう
- [E5] 対話（たいわ）の途中（とちゅう）でも意見（いけん）が変わってもいい
- [E6] まとまらなくても、結論（けつろん）がでなくてもいい
- [E7] 途中（とちゅう）で自分の話していることが分からなくなってもいい
- [E8] 話したくなければ、話さなくてもいい
- [E9] なるべく具体的（ぐたいてき）に話す

F. てつがくカフェ@ふくしま「対話のルール改訂版」²⁵

- [F1] 「てつがくカフェ@ふくしま」は自由な対話の場です。
- [F2] 「てつがくカフェ@ふくしま」は安心して話し合える場です。
- [F3] お互いに対等な立場で話し合ってください。
- [F4] 独自の応酬ではなく、対話となるように努力しましょう。
- [F5] 「てつがくカフェ@ふくしま」では結論を出すことよりも、それぞれの思考の深まりを大事にします。

G. 哲学カフェ@ながおか²⁶

- [G1] 何を言ってもいい。だけど人格を否定しない。
- [G2] 難しい言葉を使わないで、経験から生まれる言葉を使いましょう。

²⁵ てつがくカフェ@ふくしま 2019.8.24.「死は悪か？」（2019 年 8 月 24 日時点）。

²⁶ 「哲学対話のルール」として。 <https://tetsugaku-cafe-nagaoka.simdif.com/>（最終確認日 2022. 7.30.）

- [G3] 人が話しているときはちゃんと終わりまで聞きましょう。
- [G4] 何かを決めるためではないので、全員に共通の結論があるかどうかは重要視しません...プロセスを楽しみましょう！
- [G5] 発言してもしなくても自由ですが...空気を読まないで発言や質問をしましょう！
- [G6] 時間制限があるので...楽しんだ後は問いを持ち帰りましょう！
- [G7] 特定の考えや思想を他の参加者に強要しないようにしましょう
- [G8] 対話中に知り得た個人情報は、安全安心空間を維持するため、持ち出し禁止です
- [G9] 人それぞれは当たり前

H. 子どものための哲学対話 on the web²⁷

- [H1] 話すときは手をあげよう
- [H2] 人のお話はさいごまで聞こう
- [H3] わかったふりはやめよう
- [H4] 相手に思いやりをもとう
- [H5] 答えを出さなくてもいい！

I. 河野哲也『人は語り続けるとき、考えていない』²⁸

- [I1] 互いの人格を尊重すること。
- [I2] 他者の意見を傾聴すること。

²⁷ 「ルール」として。 <https://kotetsu.site/>（最終確認日 2022. 7.30.）

²⁸ 「哲学対話のルール」として。河野 2019: 212-213.

- [I3] 誰でも同格の人間として話し合うこと。
- [I4] その場をひとりで占有しないこと。
- [I5] どんな意見や質問を出しても構わない。
- [I6] 話したり、考えたりしている間は待ってあげること。
- [I7] 急がないこと。じっくり考えること。
- [I8] 他人の意見に応答（質問）してあげること。
- [I9] ひとつの意見を理解するためにしっかり質問すること。
- [I10] 発言するときには、前の意見との関係性を示すこと。
- [I11] 自分の経験や考えで話すこと。何かの権威に頼らないこと。
- [I12] 結論がかならずしも出なくてもよい。
- [I13] 対話のあとも考え続けること。
- [I14] ファシリテーターは進行の助けをするのであって、答えをだすためにいるのではない。
- [I15] 自分の意見が変わってもよい。
- [I16] 調べれば分かることではなくて、みんなで話し合うべきことを問いにする。
- [I17] すべての人が参加する。

2.3. 哲学対話の場における倫理的規範

2.3.1. 哲学対話のルールから抽出される倫理的規範

前節では、全国各地のリアル会場あるいはオンライン会場で開催されている（いた）哲学対話の場で実際に採用されているルールの実例を紹介した。哲学対話の場は実施主体の企画や目的に応じて、場の設定も参加者層も様々であり、子どもを対象とした哲学対話の場もあれば、老若男女問わず参加自由の場もある。そのため、ルールの表現方法や言葉遣いにもこのような差異が反映されている。

しかし、これら対象に合わせた表現上の差異は、そこで求められる規範の差異であるとは限らず、むしろ、互いに共通する規範が見出される可能性は十分にある。ここでは、列挙したルールの中から、以下の 20 項目の倫理的規範を抽出した（表 1）。そのうえで、ルールと倫理的規範との対応関係を並列的に示している。なお、二つ以上の規範にまたがりうるものについては、無理に分類せず、異なる二つの規範のもとで二重に計上していることを予め断っておく。また、各ルールの解釈上の概念区分や価値判断の重み付け、許容可能性や自由の程度についても議論の余地があることも断っておく。

表 1： 哲学対話のルールと倫理的規範

No	倫理的規範	該当ルール（降順）
(1)	傾聴の重視	B5, C1, C2, D1, D3, G3, H2, I2, I6, I9
(2)	他者への無危害、他者の尊重	A1, A2, B2, C4, E1, G1, H4, I1
(3)	対話参加の自由	A3, B4, C5, D5, D6, E8, G5
(4)	自由な発言、思考の許容	A1, B2, C3, E2, F1, G1, I5
(5)	思考の不整合性、転回、混乱の許容	A6, A7, A8, E5, E6, E7, I15
(6)	思考の重視	B1, F5, H5, I7, I12, I13
(7)	「対話」の重視	D1, F4, G4, I4, I12
(8)	経験的視点での発言の推奨	A5, E4, G2, I11
(9)	探究を目的とした対話の推奨	A4, E3, I8, I9
(10)	思想信条の自由と押しつけの自制	D4, G7, G9,
(11)	無知の許容、表明の推奨	B3, G5, H3,
(12)	問いの持ち帰りの推奨	G6, I13, I14
(13)	安心できる対話の場の推奨	F2, I4, I6
(14)	わかりやすい話し方の推奨	D2, E9
(15)	対等な立場での対話の推奨	F3, I3
(16)	個人情報の持ち出し禁止	G8,
(17)	発言順の遵守	H1
(18)	発言内容の連関の重視	I10
(19)	対話すべき問いの探究の推奨	I16
(20)	全員の対話参加の推奨	I17

ここで抽出された総計 20 項目の倫理的規範から、どのようなことが見て取れるだろうか。

注意されるべきは、これらすべてが哲学対話の場において必要な倫理的規範であるとは限らないということである。ここに抽出され順位づけられた倫理的規範は、紹介した哲学対話の場の偏りや採用ルールに関する偏りを引き継いでおり、必ずしも上位にあるほど哲学対話において重要であるという相関関係が成り立つわけではない。また、相互の類似性や包含関係についても、現状では厳密な分析がなされていない。たとえば、[(13) 安心できる対話の場の推奨]と[(15) 対等な立場での対話の推奨]は、互いに類似の目的を共有する規範であることが一見して明らかである。また、前章(1.3)で確認したように、[(13) 安心できる対話の場の推奨]は、それじたいが哲学対話の根底にある理念と重なるものでもある。そのため、他のより細かな規範がそのもとに包含されるという関係性にあることも見て取ることができる。

しかしながら、抽出された倫理的規範からは、対話の安全性にとって示唆的なことも見出される。列挙されたような倫理的規範を遵守することによって安全な対話の場が成立するという共通の想定が参加者および実施主体のあいだにある、あるいは、少なくとも実施主体の側にそのような想定があるということを読み取ることができる。哲学対話の実施主体は、これら規範が参加者どうして遵守される限りにおいて、真理の探究という目的のもと哲学的な議論が成立し、参加者が安心して対話に臨むことができる、と想定しており、参加者もこれと同じように想定することが期待されているのである。

また、多くの対話の現場において[(1) 傾聴(的対話)の重視]や[(2) 他者への無危害、他者の尊重]、[(3) 対話参加への自由]という倫理的規範が採用されていることも見て取れる。このことから、対話の場を設計する実施主体が、まずもって哲学対話の場は安全な対話の場であるべきであるという規範を共有していること、そして、そのために必要なルールを設定し、場を設計しようとする傾向をもっていることも読み取ることができる²⁹。

2.3.2. 哲学対話の「内側」と「外側」：外側で配慮されるべき倫理的観点

哲学対話の場が安全な対話の場として成立するためにどのようなルールが設定されているか、また、そこにいかなる倫理的規範が内在するかを確認した。では、これまでに確認されたようなルールが遵守されていれば、参加者が安心して参加できる、安全な対話の場は確立されるだろう

²⁹ 哲学対話の場におけるルールないし倫理的規範について、河野はその核心が「他者を尊重し傾聴する姿勢、他者の声に応答する姿勢、真理を追究し自分の考えを変えていく姿勢」という三つの姿勢から成ると述べている。河野 2019: 213.

か。答えは「否」だろう。というのも、たとえ、対話の場において参加者がルールを徹底的に遵守していたとしても、対話の場の外側から対話の場の安全性を脅かすことは容易にできるからである。たとえば、対話の場においては、参加者の誰もが自由に思考をめぐらすことができるために、思考を制限しうる様々な日常的な関係性（親と子、教師と生徒、上司と部下、医師と患者、など参加者自身の日常的な社会的立場や他者との関係性）を括弧に入れて保留することが求められる（〔4〕自由な発言、思考の許容）。しかし、このことが保証されるのは、対話の場においてのみであり、ひとたび対話が終われば、参加者は互いに、自分自身と同様、様々な日常的な関係性のなかにある特定の個人として立ち現れてしまう。このとき、対話の場で展開された自由な発言や思考が当該の特定個人に帰属させられるとすれば、その参加者の安全性が脅かされることは想像に難くない。もしも、普段、他人に見せることのない個人的な見方やセンシティブな内面を曝け出していたとすればなおさらである。

このように、哲学対話の場が安全な対話の場となるためには、対話の場において、〔4〕自由な発言、思考の許容〕を中心とした規範が確立されるだけでなく、対話の場で展開された発言や思考は、対話の場に限らず、特定の個人から切り離し、不特定の誰かの意見として偏りなく扱い続けられなければならないという規範もまた確立されなければならない。しかし、このことは、哲学対話の場において遵守されるルールが制限できる範疇を超えている。そのため、本稿ではこれらを哲学対話の外側で配慮されるべき倫理的観点、すなわち、「外側」の規範として、哲学対話の「内側」のルールや倫理的規範から区別する³⁰。

では、哲学対話で配慮されるべき「外側」の規範とはどのようなものか。そのひとつは、対話の場の閉鎖性を担保するというものである³¹。哲学対話は特定の誰かを疎外するものではなく、誰に対しても開かれた対話の場である。しかし、参加者が集い、いったん対話が始まれば、当該の対話の場はその対話に参加する人たちだけを共同体として成立する。このようにして成立した対話の場が、参加者以外の不特定の誰かに対して不用意に開放される可能性があるとするれば、その対話の場の安全性は脅かされうる。それゆえ、このような脅威を前もって取り除くために、対話の場は閉鎖的な場であることが必要となるのである。

³⁰ この「外側」は、河野が対話のルールの遵守について「対話の外側」と述べる意味と異なっている。河野 2019: 211.

³¹ これに関連して、たとえば、河野は自由の確保に際して、「対話は一般に開かれたものになるためには、閉じた場所で行われなければならない」と場の閉鎖性の必要性を論じており、そのような安全性が保証された対話の場を、「外部の力によって閉鎖されたトポス」とであると表現する。河野 2019: 210.

対話の場の安全性に関して、対話を営む特定の集団（参加者たち）が互いに共通のルールを遵守するだけでなく、対話の場の閉鎖性が確立される必要性が指摘されている³²。たとえば、議会や法廷では議論に参加する人々の安全性が保証されている。このことは、その場に参加できる人々が制限され、参加者が一定の自由のもとで発言することの安全性が法制度上、保証されていることによってはじめて可能となる。これと同じように、哲学対話の場が、参加者が安心して参加できる安全な対話の場として成立するためには、対話の場を統制する内側のルールに加えて、対話の場を安全な場として成立させる、安全性を制度として保証するルールが必要となる。議会や法廷とのアナロジーで言えば、討論の当事者間での規範（「内側」の規範）に加えて、討論の場の成立に関わる法規範（「外側」の規範）に対応するものが必要となる。哲学対話の場を参加者が安心して参加できる安全な場として成立させるためには、対話の場の「内側」における規範だけでなく「外側」の規範が必要なのである。

とはいえ、哲学対話の場の安全性を制度として保証するために必要となる倫理的規範が何であるかについては、これまで明示的に語られることが多くなかった。そのため、哲学対話の場の安全性を保証するために必要となる「外側」の規範が何であるか、またそれらがどのように体系化可能かなどはまったく明らかではない。そこで、以下では、「哲学対話で配慮されるべき倫理基準」として河野が言及している論点を手がかりに、哲学対話の「外側」の倫理的規範についての検討材料を残しておきたい。

河野は、哲学対話の実施に際して配慮されるべき倫理基準を以下のように提起する³³。

哲学プラクティスの実践者は、なによりもまず、⁽¹⁾その場に集まり哲学プラクティスの営みを行うすべての参加者の基本的人権を尊重しなければなりません。⁽²⁾すべての参加者の権利を平等に、強制されることなく、公正なあり方で実践に臨む必要があります。⁽³⁾実践者のみならず、参加者も肉体的、精神的苦痛を与えたり、与えられたりすることがあってはいけません。

また、実践者の権限を越えて、⁽⁴⁾参加者が発言することを強要されたり、無理に参加させられたり、退席を命じられるなどということもあってなりません（ただし、⁽⁴⁾参加者が退席する自由は常にあります）。その場にいる参加者が心地よく考えを深めることのできる空間をいかにしたら作ることができるのか、常に考慮する視点が欠かせません。

³² 河野 2019: 208.

³³ 倫理的規範として同定されうる事項について、下線を引いて強調を施している。

そのうえで、⁽⁵⁾哲学プラクティスを行うなかで知りえた個人情報の漏洩が起こることのないよう、実践者のみならず、その場にいる他の参加者も意識する必要があります。また、⁽⁵⁾必要以上の個人情報の収集を避けるなどプライバシーの尊重を意識することは、哲学プラクティスを行う場を快適な空間にすることにもつながります。哲学プラクティスでなされる行為は一回性が高く、この場だから話すことができた、という事例も少なくありません。参加者本人から哲学プラクティスでの記録の使用の許可が得られている場合であっても、原則として⁽⁵⁾実名を出さないことや、そこで知った情報を他の場面で大っぴらにすることを避けるなど、プライバシーへの配慮が必要となります。（河野 2020: 336-337.）

河野の主張から、哲学対話の「外側」の倫理的規範となりうる事項として、以下の5項目を読み取ることができる。

表 2： 哲学対話の倫理基準に見る倫理的規範

No	倫理的規範
(I)	基本的人権の尊重
(II)	権利の平等、強制的排除、公正
(III)	物理的かつ精神的な無危害
(IV)	発言の自由、および、参加の自由
(V)	情報セキュリティの確保、および、プライバシーの尊重

一見して明らかなように、前節（2.2）で抽出した「内側」の規範と、ここで「外側」の規範として抽出した5項目の規範とを比較した場合、抽象度ないし一般性に相違がある。具体的に言えば、基本的人権の尊重や権利の平等、他者への無危害やプライバシーの尊重など、「外側」の規範で主題となっていることがらは必ずしも「対話」に限定的なものではなく、人の権利や公正性、自由といった、より大きな普遍的価値であることがわかる。また、これらが生命倫理の四原則やその他、様々な分野における倫理原則ないしガイドラインの内容と類似することも興味深い。

加えて、[(V) 情報セキュリティの確保、および、プライバシーの尊重]として、個人にまつわる情報およびプライバシーが明確な保護対象とされていることから、「外側」の規範が、日常に帰る場所をもつ特定の個人を対象とすることが見て取ることができる。参加者が実施主体に提供する個人情報はもちろん、対話の場において共有されたプライベートな発言など、哲学対話の内側でだけ共有されたものは何であれ、無思慮に外側へと漏らされることがあってはならないの

である。参加者であれ、実施主体であれ、哲学対話の「外側」に特定の場所や関係性をもつ。その帰るべき日常に悪影響を及ぼさないための倫理的配慮が必要なのである。

最後に、「哲学対話の場を参加者にとって安心して参加できる、安全な対話の場として確立するために何をすべきか」という問いのもとで、本研究が到達した地点を列挙し、これ以降の検討材料として残しておきたい。

- ◆ 哲学対話には、対話の場の「内側」と「外側」という二つの区別可能な領域がある。
- ◆ 哲学対話の場が安全な対話の場として確立されるためには、対話の「内側」の規範が必要であるが、それだけでは十分ではなく、「外側」の規範もまた要請される。
- ◆ 参加者にとって安心して参加できる安全な対話の場とは、参加者の誰もが、特定の個人としても、不特定の誰かとしても、安心して自由に対話に参加できるということを意味する。

3. 哲学対話の実践—対話の場の倫理的課題への対応

3.1. 安全な対話の場の実現において見出される倫理的課題への対応

著者らは、前章までで紹介したような、安全な対話の場のための倫理的規範に関する調査と並行して哲学対話の場の企画設計および開催を行った³⁴。この企画は、先行調査で得られた知見にもとづく安全な対話の場の設計および実現可能性の検証を目的とした実践研究として実施した。

本章では、哲学対話の場において見出される様々な課題と、それらに対して著者らが行った対応や配慮について、それぞれの意図や工夫を交えて紹介する。以下、哲学対話の実践一般に共通する倫理的課題（3.1）、研究実践としての哲学対話における倫理的課題（3.2）、オンライン化された哲学対話（オンライン哲学対話）の実践的課題（3.3）の順で扱う。

3.1.1. 倫理的課題と対応 ①：発言の等しい尊重と他者への危害の拒絶

安全な哲学対話の場の設計において、まず課題となるのは、参加者それぞれの考えや発言を尊重することと、参加者による発言が他の参加者に危害を及ぼす可能性とにいかに関わり合いをつけるかである。

哲学対話において、参加者による発言は基本的に受け止められるべきであるということが前提にある。ここには、真理探求のための自由な思考およびそのプロセスへの参加を妨げるべきではない、という規範が含まれている。その背景には、現実の社会（哲学対話の「外側」）では自由な発言や思考が許容されていないという実態があり、「何を言ってもいい」というルールがわざわざ立てられて、自由な発言や思考がルールとして明示的に許容される必要が生じているという事情がある。

しかし、自由な発言を許容してしまえば、発言の内容によっては、他の参加者に不快な思いをさせる可能性は否定できない。まして、人の生死や身体状態や病気など、センシティブなテーマや話題を取り扱う場合、参加者の誰かがその関係者や当事者であるという可能性もあり、知らず知らずのうちに傷つけてしまうリスクは避けようがない。むしろ、安全な対話の場を設計する実

³⁴ 著者らの実施した哲学対話イベント（ワークショップ「哲学対話で考えるデザイナーベイビー～生まれてくる子どもに対する倫理～」@オンライン）の告知概要および開催報告については以下を参照されたい。

イベント告知：<https://elsi.osaka-u.ac.jp/contributions/1377>

開催報告：<https://elsi.osaka-u.ac.jp/contributions/1403>

施主体にとって、対話の場において参加者の誰かに危害がもたらされることは許容できるものではない。

著者らは、このような課題に対して、参加者の募集時に参加者の発言を一律に尊重することと、他者に危害を加える発言に対する拒絶を以下のような仕方で表明し、対話の場の設計意図と実施主体のスタンスを明示した。

哲学対話では、参加者どうしが対等な立場であることを前提に、自分自身の考えや意見だけでなく、他の参加者の考えや意見にも耳を傾けていただくことになります。対話のルール上、差別的な表現や偏見の入り交じる意見につきましても、個人の一発言として場として受け止めることを予定しておりますが、他者を蔑ろにする態度や発言につきましてもは一切お断りしております。あらかじめご了承ください³⁵。

このような工夫によって、参加者が誰かの発言で危害を被る可能性を排除できるわけではない。しかし、実施主体が参加者の発言をどのような態度で受け止めるかを提示することは、仮に問題含みな発言があったとしても、それを場としてどのように受け止めることになるかを参加者が知るための指標になる。また、「他者を蔑ろにする態度や発言」などを場として拒絶することを明示することで、参加者が自覚的に問題含みな発言をすることを阻止するという効果も期待できる。

3.1.2. 倫理的課題と対応 ②：対話の「内側」の規範の確保とわかりやすいルールの設定

哲学対話の場を安全な対話の場とするためには、哲学対話の「内側」の倫理的規範を確立することが肝要である³⁶。そのため、哲学対話の場では、多くの場合、安全な対話の場の確保を目的として、参加者が守るべきルールが提示されている。

著者らはできる限り多くの倫理的規範をカバーできるよう、ルールの設定を行った。しかし、ルールが厳格であればあるほど、心理的な閉塞感や対話の場の居心地の悪さが増すことも懸念される。そこで、著者らは、開催した哲学対話の場において、以下のような「対話のルール」を提示した（図1）³⁷。

³⁵ ワークショップ「哲学対話で考えるデザイナーベイビー～生まれてくる子どもに対する倫理～」 @オンライン ウェブ告知ページ (<https://elsi.osaka-u.ac.jp/contributions/1377>)

³⁶ 詳しくは、前章（2.2~2.3）を参照。

³⁷ ワークショップ「哲学対話で考えるデザイナーベイビー～生まれてくる子どもに対する倫理～」 @オンライン 2021.9.26., 2021.9.29., 2021.9.30.

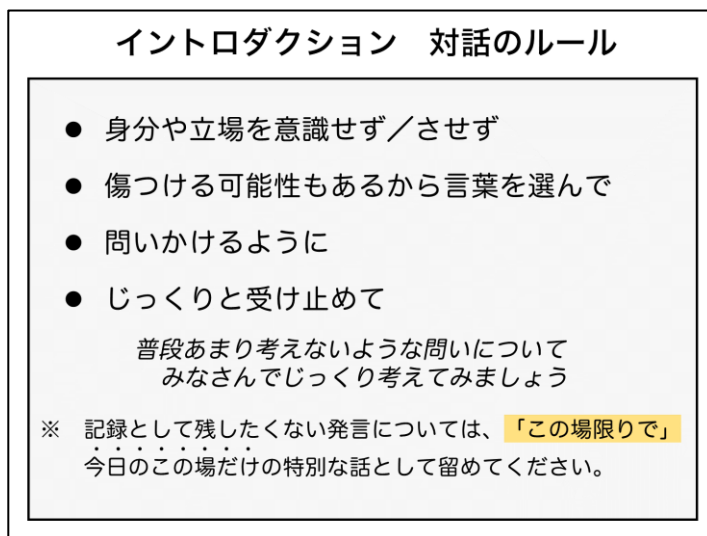


図 1: イベント当日提示した「対話のルール」

これら 4 つのルールは前章（2.2）で確認した倫理的規範³⁸と以下のように対応する（表 3）。

表 3: 「対話のルール」における倫理的規範

①	<u>身分や立場を意識せず／させず</u> [(13) 安心できる対話の場の推奨]，[(15) 対等な立場での対話の推奨]
②	<u>傷つける可能性もあるから言葉を選んで</u> [(2) 他者への無危害、他者の尊重]，[(14) わかりやすい話し方の推奨]， [(4) 自由な発言、思考の許容]，[(10) 思想信条の自由と押しつけの自制]
③	<u>問いかけるように</u> [(7) 「対話」の重視]，[(9) 探究を目的とした対話の推奨]
④	<u>じっくりと受け止めて</u> [(1) 傾聴の重視]，[(6) 思考の重視]，[(12) 問いの持ち帰りの推奨]

³⁸ 本稿表 1 を参照。

これらルールの策定においては、初対面の参加者どうしで共有し、その場で参加者の全員が理解できるよう、重要な規範をできる限り少ない提示数で、たとえ小学生であっても理解可能な参加者を問わない平易な言葉遣いを心がけた。また、先に触れた「参加者の発言を一律的に尊重する」(3.1.1)という実施主体としての姿勢とは異なり、対話の場の安全性の確保を目的に、他者への無危害や傾聴といった倫理的態度を重視している。

3.2. 研究実践としての哲学対話に見出される倫理的課題への対応

学術研究という営みにおいて、実践の現場で取得されるデータは、公共的な知識への貢献（より具体的には、研究者による報告や論文への利用）を目的として、研究に資する記録して残される。哲学対話も、それが研究や分析の対象となる場合には、インタビューにおける発言などと同じように、現場での発言記録や対話状況がデータとして残されることになる。

しかし、哲学対話は基本的にその場限りという性格が色濃い。当日、たまたまその場に集まった人たちが、その場の流れに応じて発言し、互いの考えを共有しながら、二度と繰り返すことのできない対話を行う。参加者は、解散すればふたたび会うこともない人たちと一回きりの哲学的な対話を行うという〈その場限り〉を期待して参加する。

このような〈その場限り〉という性格は、安全な対話の場の形成と切っても切れない関係にある。哲学対話の参加者は、自分の発言や体験、エピソードの吐露、対話の内容や自分自身の個人情報等が同じ参加者以外の人に漏れ伝わることや外部に公開されるということを想定しているわけではない。そのため、もしも対話の場で話したことや共有したことが、対話の場を超えて公開されてしまうとすれば、誰も安心して自由に発言することができなくなる。ましてや、誰がどのような発言をしたかといったことが本人の知らないところで公表されたり、SNS上でシェアされたりしてしまうとすれば、自由な発言はおろか、対話の場の安全性が脅かされることは明らかである。参加者間で、そして、参加者と実施主体とで、「その場だけ」という約束がお互いにできはじめて、対話の場の安全性は確保される。

しかしながら、哲学対話が研究実践として実施されるからといって、必ずしも対話の場の〈その場限り〉という性格を担保できなくなるわけではない。というのも、〈その場限り〉という性格は、対話の場の内外における倫理的規範を確立することで担保することができるからである。研究データとして記録を残すことと〈その場限り〉という性格との間で生じるコンフリクトは、

現場における倫理的配慮により解消可能な課題である³⁹。

3.2.1. 倫理的課題と対応 ③：研究としての位置づけの周知とインフォームド・コンセント

哲学対話を研究実践として位置づけ、対話の場の様子を記録として残すためには、実施される哲学対話の場がいかなる研究実践として企画されているかが明確化され、記録を残す目的や研究のために取得される情報の取扱方法が開示されなければならない。そのうえで、参加希望者が研究に関する十分な情報提供を受け、納得したうえで記録として残すことに同意できる機会が提供されていなければならない。このような適切なインフォームド・コンセントのプロセスが担保されてはじめて、哲学対話を研究実践として実施し、その記録を残すことができる⁴⁰。

著者らは情報提供者（参加者）に対しての情報提供として、(a) 何のために研究が行われるか、(b) どのように研究が行われるか、(c) 何について研究が行われるか、(d) いつからいつまで研究が行われるか、(e) どこに、いつ、どのような形で、研究の成果は公開されるか、(f) どのような媒体を用いてデータが管理・保管されるか、という6つの軸で情報の開示を行った（表4）⁴¹。

表4：参加者に開示した研究に関する情報

(a) 研究の目的：	当日の対話の振り返りと対話状況の事後的把握、対話実践の質向上を目的とする
(b) 調査の方法：	録音・録画データにもとづく発言内容の分析を行う
(c) 対象：	哲学対話でなされた参加者による発言内容を匿名化し記録する
(d) 期間：	哲学対話の開催時、および、当該研究成果の報告までを期間とする
(e) 成果の公開：	① 企画開催報告をウェブ上で公開 ② グラフィックレコーディングをウェブ上で公開 ③ 学術論文や実践報告など学術的成果として公開
(f) 情報の管理・保管：	① 実施主体のみで閲覧可能な仕方で保管・共有する ② データ共有に際して、信頼のおけるデータ転送サービスのみを利用する

³⁹ 哲学対話を研究として実施することの意義は一概に否定されるべきではない。たとえば、著者らの研究実践は、参加者が安心して発言できる場の設計や、オンライン哲学対話における懸念事項の論点抽出など、今後実施されうる哲学対話の場が参加者にとってより安心して参加できる安全な対話の場として展開されることに寄与することが目指されている。

⁴⁰ 一般に、インフォームド・コンセントとは、関係者に対する十分な情報提供を通じて関係者たちがしっかりと状況を理解したうえで同意するか否かを決定するプロセスのことである。前田 2005.

なお、ここでの「関係者」とは、哲学対話でいうところの参加者に相当する。

⁴¹ これら情報提供に関する軸については次を参照。河野 2020: 338-341.

3.2.2. 倫理的課題と対応 ④：インフォームド・コンセントの機会設定と適宜の意思確認

研究を目的としたデータの取得において、情報提供者からインフォームド・コンセントを得るという認識は徐々に一般的なものとなりつつある。しかし、情報提供者から同意を取得しなければならないとする規則やルールだけが先行し、インフォームド・コンセントの意義が明確にされないままだと、研究計画等の情報開示とそれにもとづく同意の取得という手順が形式的にのみ担保され、研究倫理上の課題が解消されないという事態が生じる。

先に触れたように（3.2.1）、インフォームド・コンセントは、情報提供者である参加者が、研究に関する十分な情報提供を受け、研究への参加に伴うリスクやベネフィットに納得したうえで、研究に対する協力するという自由な意志決定のプロセスの確保を重視する考え方である。そのため、インフォームド・コンセントを掲げるにもかかわらず、研究協力への同意を得るための必要最低限の手順だけを整備するということは、その理念への無理解に他ならない。

また、研究への参加や協力によって不利益が生じるかどうかは必ずしも研究の開始時点で十分に明らかになっているとは限らない。参加者が不利益に気づき、途中から協力を辞退したり、同意を撤回したりするということが十分に想定される。それゆえ、参加者の要望に応じてその不利益を回避できるような設計が不可欠である⁴²。

著者らは、適切なインフォームド・コンセントの実現に向けて、参加者に対して研究に関する情報を提示し、わかりやすく説明するための機会をできる限り多く確保した。まず、ウェブ上の参加者募集フォームでは哲学対話の企画を研究目的で実施することを明記し、企画当日の導入では、研究目的での実施について口頭説明を行い、研究目的での記録の是非について意思確認の機会を設けた。加えて、対話の記録については、参加者から録音・録画をしてほしくないという希望が出た場合は、録音・録画を一切行わないという方針を定め、参加者の希望がまずもって優先されるような設計を心がけた⁴³。また、同意やその撤回といった意思確認の機会を確保するために、参加者の募集時だけでなく、企画案内のメールや問い合わせへの応答、終了後のアンケート時に都度確認を行い、伝え漏れを防ぎつつ、随時の変更や対応が可能であることを伝えた。

⁴² もちろん、それら想定可能な参加者の不利益については、事前にできる限り情報を開示し、わかりやすく伝えることも、実施主体が配慮すべきことからである。

⁴³ 哲学対話の場が現地対面形式で実施される際に録音・録画されることは、研究目的での実施を除いてはほとんどなく、研究目的での実施も実施報告事例は稀である。著者らの見る限り、録音・録画の実施については、哲学対話のオンライン化に伴い、特別な機材なしに、ウェブ会議システム上で録音・録画が容易に行えるなど、環境変化によるところが大きい。

3.2.3. 倫理的課題と対応 ⑤：〈その場限り〉のルールによる担保

研究の目的で哲学対話の記録を残すことは、対話をその場限りのものではなくしてしまう。哲学対話の記録を残すことによって、対話の内容の複製ないし復元が可能となり、対話の場の一回きりであるという性格は損なわれてしまう。しかし、このことによってただちに、対話の場の安全性が損なわれるかと言えば、必ずしもそうではない。というのも、たとえ対話の録画や発言録が残されるとしても、それら記録が参加した特定の個人と紐付けられることによって直接的あるいは間接的に当該の個人に悪影響を及ぼすということがないとするれば、参加者にとっての安全性が脅かされるわけではないからである。この点で、哲学対話の場の安全性に関係する〈その場限り〉は、少なくとも、対話が一回きりであることとは別の要素を含んでいる。

もちろん、対話が一回きりでなくなり、複製や復元が可能になれば、その対話の記録が参加者の意図しない仕方で外部に露見することで、参加者に悪影響がありうることもたしかである。しかし、このような懸念からも示唆されるように、対話の場の安全性にとって重要なことは、むしろ対話の場の閉鎖性が無断で損なわれるということである。

哲学対話の場が安全な対話の場であるためには、身分や立場によらず自由な発言や思考が対話の場の内側で保障され、かつ、対話の場で共有された発言や思考が特定の個人に帰属させられる仕方で、対話の場の外側に無断で公開されないよう保障されなければならない。このように、対話の場が隔離された閉鎖空間として成立してはじめて、対話の場の安全性が担保される。このような個人の利害に関わる意味での、対話の場の閉鎖性こそ、安全な対話の場が有する〈その場限り〉の要素のひとつである。

著者らは、対話の場の閉鎖性を確保するため、あくまで研究目的で記録を残すことを前提としたうえで、基本的に対話の内容はそのときその場限りのものとするということを参加者および実施主体とで互いに確認し、個々の発言のすべてについて記録から除外および削除できる可能性を確保した。具体的には、対話のルールに補足して、記録として残したくない発言等については、「この場限りで」と断りを入れるよう促し、自らの発言をその場限りのものとしたい（記録に残したくない）という参加者の希望に沿う仕方で記録を残した⁴⁴。

これらの工夫は、記録に残されたくないけれど、話の流れで話題には出しておきたい、つまり、その場限りにしたい事柄について遠慮なく発言できる雰囲気をつくりだし、その場限りか否かの線引きを対話の場の全員が明確に共有することにも寄与した。実際、参加者の一人が、「この場

⁴⁴本稿 27 頁、図 1 参照。

限りにしてほしいのですが」と断って個人的なエピソードについて発言したとき、そこで話された内容について、実施主体を含めて他の参加者は、この場限りとして受け止めようという意識を共有することができた。

3.2.4. 倫理的課題と対応 ⑥：特定個人の情報を極力含まない仕方での対話の記録

哲学対話では、参加者は各々の経験にもとづいて話すということが推奨される⁴⁵。そのため、発言のなかには個人と強く紐づくエピソードや話題が含まれることも多々ある⁴⁶。しかし、その場限りの対話という前提のもとで語られた誰かのプライベートに関わる発言が、他の誰かによってウェブ上に公開されてしまうという事態は十分に起こりうる⁴⁷。個人での発信が容易であるからこそ、参加者と実施主体とが事前に目線を合わせ、対話の内外において取得される情報の取扱いや個人の感想の発信を含む情報公開について慎重にならなければならない。

また、対話における発言内容の記録は、参加者の個人情報と組み合わせることで、参加者個人と発言録との紐付けが可能となる。昨今、SNS 上で炎上を引き起こす諸個人の過激な発言と、記録が容易であるがゆえのオンライン上での発言の撤回不可能性の問題が、対話の録音・録画データについても生じうる。これらが引き起こす問題の影響を踏まえ、情報の保護および外部漏洩や情報公開の線引きに関する対策は必要不可欠である。

とりわけ、哲学対話の実施主体は、個人情報や特定の個人と紐づく経験やエピソードに関する発言などが、無断で外部に漏れ出ないように、参加者のプライバシーや参加者の情報について、慎重に取り扱わなければならない。直前に確認した事項（3.3.3）に関連して、対話の場の閉鎖性を確保するには、対話の「内側」における倫理的規範だけでなく、対話の「外側」における倫理的規範もまた必要となる⁴⁸。

著者らは、対話の場において、個人を特定できる情報がそもそも共有されないような対策を行った。参加者全員に対して、氏名と身分を明かさないように促し、お互いに呼び合う名前は任意のひらがな 3 文字に制限した。これにより、参加者どうしでは互いに対話の外側のどこの誰であ

⁴⁵ 本稿 2.3 の倫理的規範 [(8) 経験的視点での発言の推奨] を参照。

⁴⁶ もちろん、これらの情報は、参加者が自らの意志で語っているため、哲学対話の場において他の参加者と共有されることまでは許容されていると見て取ってよい。しかしながら、このことは必ずしも、参加者の語るエピソードや体験が調査や研究のためのデータとして記録されることを意図したものであることを含意しない。

⁴⁷ さらに言えば、話題が具体的にになればなるほど、個人を特定する可能性が高まる。

⁴⁸ 哲学対話の「内側」・「外側」における倫理的規範については、本稿 2.3.2 を参照。

るかを特定できないよう匿名化された。なお、この工夫には、氏名や身分を明かさずに対話ができる状況をつくることで、参加者がより安心して発言できるようにするという意図もある。

対話の場において参加者を匿名化することは対話の記録の匿名化にもつながる。当日の参加者の呼び名を任意の3文字に制限することで、発言録および対話状況の録画のいずれにおいても、参加者の実際の氏名が記載されることはなく、すべての発言が各参加者の3文字の呼び名と紐づく仕方に残される。そのため、発言録として残されたデータにおいて、対話の場における発言が実際の特定個人と直接的に紐付くことはない。このように、対話の場における匿名化は、記録として残されたデータにおいても、対話の外側と対話の内側とを隔絶することに寄与しうる。

3.3. オンライン化された哲学対話に見出される実践的課題への対応

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年を境に対話の場が、現場で直接会ってやりとりする現地対面形式での対話から、Zoomなどのウェブ会議システムを用いたオンライン形式での対話へと半ば強制的に移行させられた。画面越しの対話では従来と異なる話し方が求められるが、そのような対話形式の変更に必ずしもすべての人が即座に対応できるわけではない。また、普段から接している相手との対話であっても、対面とオンラインとでは表情や頷き、身振り手振りや話の間の開け方などのノンバーバルコミュニケーションにも影響があり、普段と異なるコミュニケーションのなかで違和感や話しにくさを覚える人も多くいた。

哲学対話の場も例外ではなく、オンライン化に伴う様々な影響を被った。画面越しのコミュニケーションでは相手の身振りや動作、表情や声音の機微など、対面形式のコミュニケーションを円滑にする様々な情報が得られなくなる。また、ウェブカメラの操作によっては、相手の表情が確認できなくなり、音声だけで対話がなされる事態も生じた。加えて、インターネットや電子デバイスを介すことに付随して生じるコミュニケーション上の種々の歪みも加味すれば、オンラインでの哲学対話が現地対面形式の哲学対話とまったく異なる対話の場であったことは疑いえない。

哲学対話のオンライン化は、哲学対話にただ課題だけをもたらしたわけではない。参加者は、開催場所への移動の手間が省かれたり、多少密なスケジュールを組んだりしても自宅から手軽に参加できるなど、哲学対話の会場への出入りが容易になった。また、見知らぬ誰かと直接会うことの精神的負担が軽減されたり、対話の場に居づらくなったりしてもボタンひとつの操作でその場から退出することもできるなど、参加における精神的な負担も軽減される側面もあった。同じように、実施主体も、開催場所やスケジュールの設定が容易となり、参加募集をそれぞれ国内外に開くことができるようになった。哲学対話のオンライン化は、哲学対話をある意味で「手軽に」、そして、「より多くの」参加を可能にした。

哲学対話がオンライン化され、より多くの人が手軽に参加できるようになったことで、哲学対話の場はこれまで以上に多様な人が参加する開かれた場へと変化した。哲学対話の場が開かれた場になると同時に、安全性の意味も複雑化し、対話の場を安全な場として確立することも難しくなることが懸念される。

しかしながら、オンライン化された哲学対話（オンライン哲学対話）がいかなる倫理的課題をもたらすかについては定かではなく、オンライン特有の課題があるかさえ十分に明らかにされていない⁴⁹。そこで、以下では、著者らがオンライン哲学対話を実施する際に直面した困難とそれら困難に対して、どのような設計や対応を実施したかについて紹介する。

3.3.1. 実践的課題と対応 ①：オンラインでの対話の困難とその受容

ウェブ会議システムで行うオンラインでの対話において、対話する相手の情報は、顔を中心とした上半身のカメラビューと電子デバイスを介して届くマイク音声だけとなる。そのため、対面であれば容易に認識できていた相手の表情や顔色、声の調子やちょっとした仕草などの微細な変化を見極めることが難しくなる⁵⁰。このことは対話する相手側にとってもまったく同じであり、相手に伝わる情報もまた質・量ともに大幅に制限されてしまう。これら対面での対話とオンラインでの対話との差異がもたらす対話の困難に加えて、媒介するシステムがもたらす対話の困難もある。オンラインでの対話ではインターネット通信や電子デバイスを媒介するため、通信のラグや映像表示のラグによって、発言のタイミングが他の参加者と重なったり、言葉を差し挟むタイミングがずれたりするなどのコミュニケーション齟齬が生じる。これに加えて、参加者各個人による電子機器やインターネットに関するリテラシーの差に起因するコミュニケーションの齟齬なども、対話の困難を助長する⁵¹。

⁴⁹ たとえば、河野は、不特定多数の参加による場の安全性の確保とカメラの映り込みによるプライバシーへの対策、所要時間の増加、場所を共有することによる共同性の希薄化、飽きや疲れの問題を指摘している。河野 2020: 351-353。

また、共同性の希薄化について、取手の哲学徒は「同じ空間を共有しているときに感じていたあの「沈黙」の重みがオンラインでは感じづらかったり、同じ空間を共有していたからこそ看取できていたとおもわれる「話の間合い」がオンラインではとりづらかったり」と、より直観に訴える説明を与えている。取手の哲学徒 2020: 76。

⁵⁰ 使用するカメラやマイク、インターネット回線等の性能によって、対話の難易度も変わる。カメラやマイクが「オフ」状態になれば、もはやその場にいるのかどうかさえ明らかではなくなる。

⁵¹ ここで挙げた困難は、しかし、電話などの音声のみでのコミュニケーションにおいて以前から生じている問題でもある。

これらオンラインでの対話が様々な対話の困難をもたらす以上、哲学対話の場の設計においても、オンライン形式で実施する際には現地対面形式とは異なる配慮が求められる。他方で、コロナ禍でウェブ会議システムもアップデートが重ねられ、対面でのコミュニケーションとは質的に異なるものの、対話の場という点では一定以上のクオリティが確保されるようになった。例えば、あるウェブ会議システムでは、画面上に対話している相手の全員ないしその大部分を映し出すこと（ギャラリービュー）や、発言している当事者だけを映し出す（スピーカービュー）といった表示選択ができる⁵²。また、各自がもつ電子ファイルを画面上に映し出し、参加者全員と共有する機能（画面共有機能）なども実装されている。

著者らはオンライン哲学対話の場において、参加者相互の印象形成の促進という観点から、各参加者の表情が他の参加者に見えるようにウェブカメラを起動することを依頼した（カメラでの顔の表示はあくまで任意とし、参加者の希望を優先した）⁵³。また、自らの発言が他の参加者全員に対して向けられているということを意識してもらえよう、対話の参加者に対してギャラリービューを推奨した。また、対話の展開を全員が共有できるように、対話の場面では、画面共有機能を用いてホワイトボードを表示し、適宜、発言を振り返ることができるようにした。このように、オンラインでの対話が対面での対話と異なることを実施主体と参加者がともに受け入れ、ウェブ会議システムが備える機能をうまく活用することで、対面とは異なる仕方ではあるものの、対話の場を満足のいく空間にデザインすることができる。

3.3.2. 実践的課題と対応 ②：制約の不在とオンライン形式における適切な参加人数

ウェブ会議システムを用いたオンラインでの対話の場には、物理的な空間や移動時間といった現地対面形式特有の時空間という制約がない。オンライン形式での対話スペースは物理的な場所を占有せず、どれほど離れた場所からでも参加できる。参加人数についても、原理上はウェブ会議システムが許す限り（およそ数十人から数百人）参加可能である⁵⁴。また、時間という制約にも融通が効き、自宅やフリースペースなどウェブへのアクセス環境の整った場所さえ確保できれば、各々が時間の許す限り、オンライン哲学対話の会場に自由にアクセスし、対話に参加できる。

もちろん、これらの時空間的な制約が取り払われることが必ずしも哲学対話に効果的であると

⁵² ここでは、Zoom meeting を想定している。

⁵³ 印象形成は、社会心理学において、他者に関する特性や見た目などの限られた情報をもとに、その人についての全体的な印象を形成することを指す。Asch 1946., 山本・原 2006.

⁵⁴ たとえば、Zoom は無料のプランでも 100 人間でのグループ通話が可能である。<https://zoom.us/pricing>（最終確認日 2022. 7.30.）

は限らない。とりわけ、オンライン哲学対話においては、参加者どうしが互いの意見や考えを受け止めることが重視されるため、参加者が多くなればなるほど、お互いを傾聴する態度が阻害されることが懸念される。仮に、大人数での哲学対話が実施可能であるとしても、対話の場の本来の目的を達成しうるか、あるいは、安全な対話の場として実現可能かには疑問の余地が残る⁵⁵。

著者らの実施したオンライン哲学対話では、安全な対話の場の実施および検証を目的としていた。そこでは、参加者の一人一人が互いの発言を受け止めながら、ゆっくりじっくり思考を深めるというプロセスの確保を前提とし、発言に際して参加者が感じる心理的負担もできるかぎり取り払うことを意図した。そのため、2時間のイベントにつき参加人数の上限を、実施主体を除いて、最大6名と設定し、参加者間での対人認知にかかる負荷を下げることを試みた。また、安全な対話の場の設計として、全体での対話を開始する前段階として、参加者を2名ずつのペアに分けて対話を行うペアトークのセッションを設けた。これにより、参加者が見知らぬ相手を前に発言することによる心理的負担を感じる機会の軽減を行った。

⁵⁵ たとえば、互いに見知った相手であるとしても、100 人の前で自らの意見を発言することが心理的にいかに負担であるかを想像すればよい。

なお、100 人規模のオンライン哲学対話の実施事例として、次を参照。長谷川 2020.

3.4. 補遺：〈その場限り〉を超えた対話—グラフィックレコーディングの導入

著者らは、企画実施したオンライン哲学対話において、当日の対話の内容をグラフィックレコーディングの形式で記録として残すこととした。グラフィックレコーディングとは、ワークショップや社内会議といった対話の場において、参加者によってなされた対話の内容を絵や図、文字によって書き残すファシリテーション手法、およびそれによって制作されたアート作品であり、これまでに様々な哲学対話の場において、導入されてきている⁵⁶。

哲学対話をグラフィックレコーディングによって記録するとき、哲学対話を安全な対話の場として構築することと両立可能かどうか問われる⁵⁷。しかし、グラフィックレコーディングの導入は、対話の録音・録画や発言録の作成に比べて、個人情報の取扱やプライバシーへの配慮という観点で安全性が高い。というのも、グラフィックレコーディングでは個々の発言がそのまま記録されるわけではなく、対話における大きな展開や論点の移り変わりが制作者によって解釈され、誰もが理解できる一般的な絵や図（グラフィックス）へと変換されるからである。そのため、たとえ個人に紐づく体験やエピソードが話されていても、グラフィックレコーディングの制作過程において、特定の個人との関連は捨象され、おのずと匿名化が施されるのである。ただし、このような匿名化への配慮が十全になされるためには、対話のなかで出てくる個人に紐づくエピソードをグラフィックスとして残さないことを確認するなど、制作者との目線合わせが必要不可欠である。

著者らは、グラフィックレコーディングの導入にあたり、まずもって、参加者募集時にグラフィックレコーディングの作成を行うこと、そのために録音・録画を予定されていることを募集案内に記載した。また、参加者募集フォームの開催方法の確認項目の箇所で、当日の対話がグラフィックレコーディングを用いて記録されること、そのために録音・録画が予定されていることを改めて通知した。そして、参加希望者に参加日程の案内を送付する際、当日の対話がグラフィックレコーディングを用いて記録されること、そのために録音・録画を予定していることを再度通知し、不明点や疑問に関する問い合わせを受け付けていることを告げた。これら幾度に及ぶ通知により、対話の当日に参加者がグラフィックレコーディングの制作に関して不安を抱くという事態を避けた。また、初日のグラフィックレコーディングが完成した後は、参加者に対して実際に制作物を紹介し、グラフィックレコーディングが参加者のプライバシーを侵害するものではない

⁵⁶ 対話を図化する試みは、その手法や用途に応じて、「グラフィックレコーディング」や「グラフィックファシリテーション」など、さまざまな呼び名がある。清水 2019:24-25. 本稿では対話を記録するという目的に合わせて、「グラフィックレコーディング」と呼んでいる。哲学対話への導入事例としては次を参照。有廣 2021.

⁵⁷ 本稿 3.4.参照。

ことを明示した。

また、制作されたグラフィックレコーディングについては、公開前に対話の参加者全員に共有し、内容の確認と内容への訂正や撤回に関する要望を収集するための期間を設けた。これにより、参加者の意図しない情報漏洩や、対話の内容が参加者の承諾なしに公開されるという事態を避けた。ただし、このような対応は、単に参加者のプライバシーの尊重という観点からなされた対応というわけではない。対話の参加者の一人一人が、グラフィックレコーディングで記録された一度きりの〈その場限り〉の対話の主体であり、グラフィックレコーディングの完成に寄与した制作者であるという認識にもとづく。

以下、著者らのオンライン哲学対話をもとに制作されたグラフィックレコーディングを紹介する。構図やイラストなど、主な制作は石橋智晴氏（NPO 法人 EN Lab.）による。

2021.9.26 (日)
@ ZOOM

テーマ設定

全体対話

デザイナーベビー
の方が
存在意義を
持ちやすい？

許される・許されないは...

・法律で規定できる？

病気を治すなら
許される？

その時代の倫理感によって
異なる？

先天的な能力主義の
終わらないマラソンになる？

差別が生まれる？



言わなければ分からない...

なぜ私を生んだ
のかを聞くと

自分で調べられる
ようにしてほしい



色々な親がいるからこそ

親から聞く前に...

第三者から聞くと納得？

事前に3-7-16
ことを伝える

自分がデザイナーベビーということ

最初にどう教えられるか？



親から直接聞く方が
愛情を感じて納得できる？

親は選べない...

親を受け入れる

- ・親の不甲斐なさを受け入れる
- ・自分が親を愛しているか？
- ・親に愛されたという自信があるか？

親が達成
できなかったこと
を子どもに...

親の期待通りに育つか
は分からない...

子どもを
愛する
親ばかりでは
ない！

資質を持ってなくても愛されること が必要

親の苦労した
経験を聞くと
受け入れやすい

同意書が
必要？

事前に今の身体で生まれてくるのが
決まっているのは... 今と同じ？

自分の存在に納得したい。 親とのコミュニケーションが大切

親の私利私欲？

子どもの意思ではない...

親の選択に納得できるか？

自分のためではない...

デザイナーベビーとしての
自分を自分で引き受けられるか？



現実になりつつある...

① 遺伝子操作で
どのような変化が？



② 後戻りできない仕方で
変化するにはどうして？

世代をこえて少しずつ変化！
・病気に耐える
・宇宙にも適応
・どんどん誘惑が...

もしあなたが
デザイナーベビーという事実を
どのように受け止められる？
遺伝子は複雑
どんな影響が出るのか...

自分が遺伝子操作に
よって生まれたという事実
によって、先の判断に変化はある？

デザイナーベビー

遺伝子操作などにより、
親や第三者の意向に沿った
身体的特徴や能力をもった
生み出される子ども

2018年には...

実際にデザイナーベビーが
生まれる。

批判

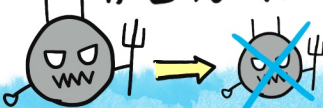
現在、
生み出さばいづい
という意見

他の子は病気に
かかるのに...

戦時の兵器利用
も考えられる...

怖い...

病気などを治すのは
肯定するが....



哲学対話で考える

デザイナーベビー



Q. デザインされたという
事実、重い影響はある?

生きている限り
可能性は開かれる...
それを制限するデザインは
よくない
そもそも...

知らなければ
問題はない?

知る権利
と
知らなくてもいい権利



投薬で生きられる...
実験段階の
技術でも受け入れる
だろう!
これが差別

社会的側
の問題

その病気を
抱えて生きている
人を差別する
ことへ...

生きるこのことの質を上げる
デザイン

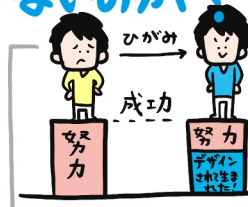
経済的
格差

少数派の人々が
生きづらくなってくる...

どの病気なら
除去していい? という
考えが差別につながる



知らされなければ
いけないのか?



誰も知らない方が
幸せなのでは?

子どもの意思

自己実現

この身体でいい!と
受け入れられればOK!

親のエゴ?

能力増強 → 親のエゴ・恣意性・罪の意識へ
分けられる?

疾患の除去
(子の方)

自由意志が生まれるまで運ぶからいい / 生死に関わるものなら
究極的には... これさえも子どもの意思選択では?

増強

生きるための
デザイン → 除去

普遍的な分野ならいい?
疾患を取り除く程度
何を普遍的と
とらえるかで
違う...

才能が広がることも...
全部つめこめば子どもの
可能性を広げるこ
もできる?



ひとえが
妹だから、
子どもは二重
にしてあげよう

美容整形 親

親の愛情?
それとも 欲望?

子どもの自己実現

人間と生物の適応の
違い...

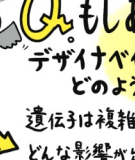
現実になりつつある...



① 遺伝子操作で
どのような変化が?



② 後戻りできない仕方で
変化するとどのようにして?



デザイナーベビー

遺伝子操作などにより、
親や第三者の意向に合わせた
身体的特徴や能力をもった
生み出される子ども

2018年には...

実際にデザイナーベビーが
生まれる。

批判

現在、
生み出さばいい
という意見

Q. もしあなたが
デザイナーベビーという事実を
どのように受け止める?

遺伝子は複雑
どんな影響が出るのか...

Q. 自分が遺伝子操作に
よって生まれたという事実
によって、先の判断に変化はある?



哲学対話で考える
デザイナーベビー

2021.9.29(木)
@ ZOOM

デザインする? デザインしない?
親によるデザイン? 科学者によるデザイン?

無数の可能性が開かれる

私自身とは何か?

可能性を想定した時に
どの私なら受け入れられる?
本人の記憶が
私を作る!

途中から与えられた情報によって
幸せ・人生観がゆらぐ?

自分の努力

意味を見出していたのに...

これまでの人生の意味が揺る
・自己肯定感に関わる

自分の意思が今存在していない

自分のアイデンティティに
つながる?

デザインがデフォルトになれば
(そういう時代・パラダイムシフトが来れば...)

- ① 努力が重要視される時代に!
- ② 生まれる前に1つの方向性が決められている。少し窮屈。

出自・家柄・デザイナー・ベビーは、
時代を経て同義になっていく!?



操作した遺伝子をリセットできる技術も
生まれる?
→これまでの人生を否定することにも...

人類の拡張・発展の
ために恐れをのりえていく
パラダイムシフトの到達

例えば...
胎外受精

倫理感・価値観は
時代によって変わっていく

はじめは
受け入れられないが...

不確定

分かっていけないことにふみきる

説明



専門家

市民

感情

自分の能力を使わないと
いう選択使はあるのか?

出自をどう捉えるかより
その後の人生をどう生きるか?

- ・両者の境遇はさほど変わらない?

違い

世代を超えて影響を与える

→ 遺伝子組み替え、血統などと大きく変わらない?

自然科学におけるコミュニケーションの大切さが関わる

- ・市民に丁寧に説明する
- ・倫理的にどうか?



複雑な問題なので

専門家と市民の間で

解離性

市民感情にも目を向けないと
正しいものは正しいになる...

システムの中で
注目され続ける

デザイナー・ベビー
ということからは
抜け出せない

違い

デザイナー・ベビーは
期待を背負っている

共通点

他人や地域のもつ
価値に縛られている

違い

縛りはどこから
生じている?

不遇な状況下で
生まれた子ども



自分の意思に関わらず...

将来の可能性が定められている

デザイナー・ベビー



誰がデザインするか?

私自身とは何か?
受け入れには時間がかかる

身体記憶が
個人を構成

普通に生まれる/デザインされて生まれる
なぜデザインはうと
いう事実にどんな
違いがある?

納得できるか? 思ったのか?

自由意思の問題

医療と
科学の
発展に
貢献したい

予方は
OK!

使いたい? 能力増強と
親の期待がめ
られている...

哲学対話で考える
デザイナー・ベビー



参考文献

- Asch, Solomon, Forming impressions of personality. *The Journal of Abnormal and Social Psychology*, 41(3), 1946: 258–290. doi: 10.1037/h0055756.
- Lipman, Matthew, et al. *Philosophy in the Classroom*, Temple University Press, 1980. /マシュー・リップマン、フレデリック・オスカニアン、アン・マーガレット・シャープ著、河野哲也、清水将吾訳『子どものための哲学授業』河出書房新社、2015 年.
- Lipman, Matthew, *Thinking in Education*. Cambridge University Press, 1991. /マシュー・リップマン著、河野哲也、土屋陽介、村瀬智之監訳『探求の共同体 考えるための教室』玉川大学出版部、2014 年.
- 有廣悠乃編『描いて場をつくるグラフィック・レコーディング』学芸出版社、2021 年.
- 梶谷真司『考えるとはどういうことか』幻冬舎新書、2018 年.
- 梶谷真司「《哲学対話における「何を言ってもいい」について》～哲学対話の主催者・参加者へのお願い」2021 年 6 月 27 日 Facebook 投稿.
<https://www.facebook.com/1600135633/posts/10223576695517716/?d=n> (最終確認日 2022. 7.30.)
- 川辺洋平『自信をもてる子が育つことも哲学：“考える力”を自然に引き出す』ワニブックス、2018.
- 河野哲也『人は語り続けるとき、考えていない』岩波書店、2019 年.
- 河野哲也編、得居千照、永井玲衣編集協力『ゼロからはじめる哲学対話』ひつじ書房、2020 年.
- 河野哲也『じぶんで考えじぶんで話せるこどもを育てる哲学レッスン増補版』河出書房新社、2021 年.
- こども哲学大人哲学アーダコーダ『こども哲学ハンドブック』アルパカ合同会社、2019 年.
- カフェフィロ「人々の尊厳が守られる場を目指して」2021 年 5 月 17 日 CAFEPHILO ウェブサイト. <https://cafephilo.jp/news/philosophy-1987/> (最終確認日 2022. 7.30.)
- 清水淳子『Graphic Recorder —議論を可視化するグラフィックレコーディングの教科書』ビー・エヌ・エヌ新社、2017 年.
- 田中美知太郎編『中公バックス 世界の名著 6 プラトン I』、中央公論社、1978 年.
- 土屋陽介『僕らの世界を作りかえる哲学の授業』青春出版社、2019 年.
- 取手の哲学徒「オンライン哲学対話の可能性」『みんなで考えよう』緊急特集 2020 年 6 月号、哲学プラクティス連絡会、pp. 67-77、2020 年.
- 中岡成文監修、中岡堀江剛著、『シリーズ臨床哲学 ソクラテック・ダイアローグー対話の哲学に向けて』大阪大学出版会、2017 年.
- 長谷川里奈「オンライン哲学対話（風）授業—100 人を超える生徒との対話—」『みんなで考

えよう』緊急特集 2020 年 6 月号、哲学プラクティス連絡会、pp. 20-31、2020 年。
前田正一「インフォームド・コンセント」赤林朗編『入門・医療倫理 I』勁草書房、pp. 141-158、2005 年。
三浦隆宏「池田喬氏の書評に対するリプライ」（書評 三浦隆宏著『活動の奇跡：アーレント政治理論と哲学カフェ』）『社会と倫理』36 号、南山大学社会倫理研究所、pp. 204-206、2021 年。
山田夏子『グラフィックファシリテーションの教科書』かんき出版、2021 年。
山本眞理子、原奈津子共著『他者を知る—対人認知の心理学』サイエンス社、2006 年。
鷺田清一監修、カフェフィロ編『シリーズ臨床哲学 哲学カフェのつくりかた』大阪大学出版会、2014 年。

ELSI NOTE No. 23

オンラインを含めた「対話の場における倫理」の確立に向けて
～哲学対話の理論と実践～

令和4年11月28日



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8
大阪大学吹田キャンパステクノアライアンス C 棟 6 階
TEL 06-6105-6084
<https://elsi.osaka-u.ac.jp>

